

茨木市 わがまち特例一覧

令和7年9月現在

	対象資産	区分	茨木市の 特例割合	根拠法令	備 考
1	下水道除害施設	償却	4/5	・地方税法附則 第15条第2項第5号	取得期限: 令和4年4月1日～令和8年3月31日
2	汚水又は廃液処理施設 (電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く)	償却	1/2	・地方税法附則 第15条第2項第1号	取得期限: 平成26年4月1日～令和8年3月31日
3	浸水想定区域内の地下街所有者等の浸水防止用設備	償却	2/3	・地方税法附則第15条第28項	取得期限: 平成26年4月1日～令和8年3月31日
4	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等	家屋 (固・都) 償却	3/5	・地方税法附則 第15条第14項	取得期限: 平成27年4月1日～令和8年3月31日
5	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法附則 第15条第14項但書	取得期限: 平成27年4月1日～令和8年3月31日
6	サービス付き高齢者向け貸家住宅 (国の補助を受けたものに限る)	家屋 (固)	2/3	・地方税法附則第15条の8第2項	取得期限: 平成27年4月1日～令和9年3月31日
7	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【太陽光発電(1,000kw未満)】	償却	2/3	・地方税法附則第15条第25項第1号イ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
8	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【風力発電(20kw以上)】	償却	2/3	・地方税法附則第15条第25項第1号ロ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
9	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【地熱発電(1,000kw未満)】	償却	2/3	・地方税法附則 第15条第25項第1号ハ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
10	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【バイオマス発電(10,000kw以上20,000kw未満)のうち一定のもの以外】	償却	2/3	・地方税法附則 第15条第25項第1号二	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
11	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【バイオマス発電(10,000kw以上20,000kw未満)のうち一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料のもの】	償却	6/7	・地方税法附則 第15条第25項第2号	取得期限: 令和6年4月1日～令和8年3月31日取得
12	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【太陽光発電設備(1,000kw以上)】	償却	3/4	・地方税法附則 第15条第25項第3号イ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
13	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【風力発電(20Kw未満)】	償却	3/4	・地方税法附則 第15条第25項第3号ロ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
14	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【水力発電(5,000kw以上)】	償却	3/4	・地方税法附則 第15条第25項第3号ハ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
15	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【水力発電設備(5,000kw未満)】	償却	1/2	・地方税法附則 第15条第25項第4号イ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
16	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【地熱発電設備(1,000kw以上)】	償却	1/2	・地方税法附則 第15条第25項第4号ロ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得
17	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備【バイオマス発電設備(10,000kw未満)】	償却	1/2	・地方税法附則 第15条第25項第4号ハ	取得期限: 令和2年4月1日～令和8年3月31日取得

茨木市 わがまち特例一覧

令和7年9月現在

	対象資産	区分	茨木市の 特例割合	根拠法令	備 考
18	市町村の認可を得たものが児童福祉法の規定により家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る)	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法349条の3第27項	取得期限:平成29年4月1日以降(終了の規定なし)
19	児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る)	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法349条の3第28項	取得期限:平成29年4月1日以降(終了の規定なし)
20	児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが事業所内保育事業(定員5人以下であるものに限る)の用に供する家屋及び償却資産(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る)	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法349条の3第29項	取得期限:平成29年4月1日以降(終了の規定なし)
21	緑地保全・緑化法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地(有償貸付は除く・対象土地は、緑地の量的拡充又は質的向上に資する一定の要件に該当すると証明されたもの)	土地 (固・都)	2/3	・地方税法附則第15条第32項	取得期限:平成29年4月1日～令和9年3月31日
22	長寿命化促進工事を行った ・管理計画認定マンション ・助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション	家屋 (固)	1/2	・地方税法附則第15条の9の3	工事期間:令和5年4月1日～令和9年3月31日
23	一体型滞在快適性等向上事業における滞在快適性等向上施設等	土地・家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法附則第15条第38項	整備期間:令和6年4月1日～令和8年3月31日

※各特例についての詳細は各特例のページをご覧ください。資産税課までお問い合わせください。